

1 年 保 存

秘
有 無期限
平成 22 年 3 月 12 日 から
平成 23 年 3 月 11 日 まで

基監発 0312 第 1 号
平成 22 年 3 月 12 日

関係都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働条件集合監督における是正勧告書について

平成 22 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 4 号「新たな監督指導手法の試行について」記の 2

の [REDACTED] 是正勧告書については、
下記による取扱いとするので、その的確な実施を期されたい。

記

1 是正勧告書の様式について

昭和 39 年 4 月 20 日付け基発秘第 5 号「監督業務運営要領の改善について」(以下「5 号通達」という。)記の第 2 の 1 (1) イによる法違反に対する行政措置には、同記の第 3 の 1 により監督様式として定められた是正勧告書(様式第 2 の 1 号)によらず、別添の「是正勧告書」(様式第 2 の 1 号(専)。以下「専用是正勧告書」という。)を使用すること。

なお、「是正勧告書続紙」(様式第 2 の 2 号)及びその作成要領は、5 号通達に定めるところによること。

2 専用是正勧告書の作成要領について

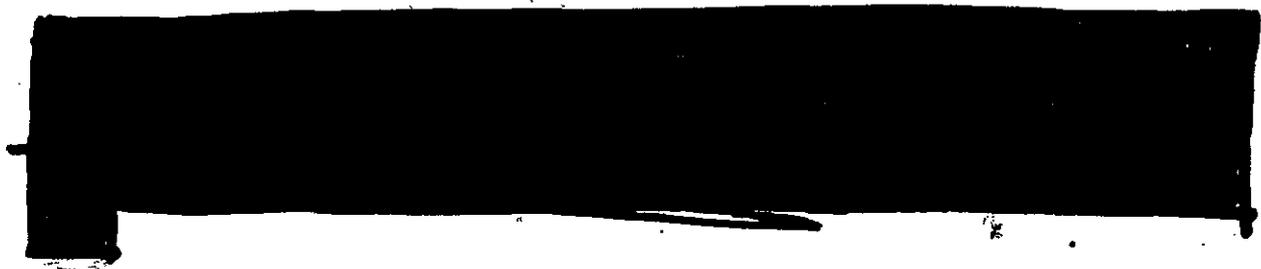
専用是正勧告書の作成において、5 号通達記の第 3 の 2 (2) への「法条項等」、「違反事項」及び「是正期日」欄の記入については以下によること。

なお、これ以外については 5 号通達に定めるところによること。

- (1) 労働基準法第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項及び第 2 項、第 35 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 89 条並びに労働安全衛生法第 66 条第 1 項(労働安全衛生規則第 44 条第 1 項)に係る法違反については、専用是正勧告書にあらかじめ記載された内容を用いて是正を勧告すること。当該勧告事項は、「法条項等」欄の□内に○印を記入するとともに、「法条項等」、「違反事項」及び「是正期日」の各欄に、勧告する内容に応じて、空欄箇所が必要事項を記入し又は不要な箇所を—線を引き抹消することにより特定すること。

- (2) 上記(1)の法令のうち、勧告事項としないものについて、「法条項等」、「違反事項」及び「是正期日」の各欄を抹消する必要はないこと。

- (3) [REDACTED]



是正勧告書

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署

労働基準監督官

㊦

貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法
 違反(本葉では「法条項等」欄の□内に○印が付されたもの。)については、
 それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。
 なお、法条項に係る法違反(罰則のないものを除く。)については、所定期
 日までに是正しない場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあり
 ます。

(注意) この勧告書は三年間保存して下さい。

法条項等	違反事項	是正期日
<input type="checkbox"/> 労基法第15条第1項 (労基則第5条)	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の 法定事項を書面の交付により明示していないこと。	・ ・
<input type="checkbox"/> 労基法第32条 第1項・第2項	時間外労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督 署長に届け出ていないにもかかわらず、法定労働時間を超えて 労働させていること。	即時
<input type="checkbox"/> 労基法第32条 第1項・第2項	時間外労働に関する協定の範囲を超えて労働させているこ と。	即時
<input type="checkbox"/> 労基法第35条 第1項	休日労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に 届け出ていないにもかかわらず、法定休日に労働させていること。	即時
<input type="checkbox"/> 労基法第37条 第1項	時間外労働に対し2割5分以上、休日労働に対し3割5分以 上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。 (不足額については遡及して支払うこと。)	・ ・
<input type="checkbox"/> 労基法第37条 第1項	を割増賃金の基礎となる賃金に 算入していないこと。 (不足額については遡及して支払うこと。)	・ ・
<input type="checkbox"/> 労基法第89条	常時10人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就 業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出ていないこ と。	・ ・
<input type="checkbox"/> 労基法第89条	等を変更しているにもかかわらず、就 業規則を変更し、所轄労働基準監督署長に届け出ていないこと。	・ ・
<input type="checkbox"/> 安衛法第66条第1項 (安衛則第44条第1項)	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、 法定の項目について医師による健康診断を行っていないこと。	・ ・
受領年月日	平成 年 月 日	()枚のうち ()枚 目
受領者職氏名		

是正勧告書(控)

平成 年 月 日

事業の 名称	
代表者 職氏名	
事業場の 名称	

[] 労働基準監督署

労働基準監督官 []

貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法 [] 違反(本葉では「法条項等」欄の□内に○印が付されたもの。)については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。
 なお、法条項に係る法違反(罰則のないものを除く。)については、所定期日までに是正しない場合には、事案の内容に応じ、送検手続きをとることがあります。

法条項等	違反事項	是正期日	是正確認 方式	認印
<input type="checkbox"/> 労基法第15条第1項 (労基則第5条)	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の法定事項を書面の交付により明示していないこと。	. .	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 労基法第32条 第1項・第2項	時間外労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、法定労働時間を超えて労働させていること。	即時	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 労基法第32条 第1項・第2項	時間外労働に関する協定の範囲を超えて労働させていること。	即時	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 労基法第35条 第1項	休日労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、法定休日に労働させていること。	即時	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 労基法第37条 第1項	時間外労働に対し2割5分以上、休日労働に対し3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。 (不足額については遡及して支払うこと。)	. .	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 労基法第37条 第1項	を割増賃金の基礎となる賃金に算入していないこと。 (不足額については遡及して支払うこと。)	. .	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 労基法第89条	常時10人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出ていないこと。	. .	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 労基法第89条	等を変更しているにもかかわらず、就業規則を変更し、所轄労働基準監督署長に届け出ていないこと。	. .	再・調 書・口	
<input type="checkbox"/> 安衛法第66条第1項 (安衛則第44条第1項)	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、法定の項目について医師による健康診断を行っていないこと。	. .	再・調 書・口	
受領年月日	平成 年 月 日	()枚のうち ()枚 目	(印)	
受領者職氏名				